

随意契約理由書

件名	布引立坑 本山南立坑 非常用発電設備点検整備
契約の相手方	株明電エンジニアリング関西支社
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 1 4 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由	<p>本点検整備作業は、神戸市水道局布引立坑、本山南立坑に設置されている非常用発電設備の点検整備を行うものであり、商用電源が長時間停電する非常時においても確実に運転するよう、機能保全を図るものである。</p> <p>当発電設備は、発電機、原動機、電圧調整器等の主要構成機器の機能の点検、消耗状態の調査において、製造業者のみがもつ専門技術知識が必要であり、他社では設備の性能、品質確保、保証することが不可能である。</p> <p>また、各種センサー、フィルター等の定期的取替部品の交換が発生するが、発電設備製造業ごとに個々の部品構成が異なるため、互換性がなく、他社部品を流用することはできない。</p> <p>標記業者は、本設備の製作者である株明電舎の関西地区における保守点検業務において、唯一業務提携している代理店である。</p> <p>以上により、本業務の実施に必要不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できる者は、上記契約の相手方以外にはないため、随意契約を行うものである。</p>
担当部署 (問合せ先)	水道局 浄水管理センター 設備係 (電話番号 341-8994)